倉敷市立 南浦小学校 いじめ問題対策基本方針

平成31年度(令和元年度)

いじめに関する現状と課題

・ 本校は、小規模で中・高学年が複式学級であるため、児童間の仲はよい。しかし、幼児期からずっと決まった人間関係の中で生活してきているため、友だちとトラブルになるとそれが根深く心に残ってしまうことがある。いじめにつながるような問題にならないように、日頃から人間関係作りが大切になってくる。また、家庭でインターネットを自由に利用したり、自分専用の携帯電話をもっていたりする児童もいるため、いじめにつながるような利用にならないように指導していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・ 児童一人ひとりの人間関係の様子を把握し、児童の内面に抱えた思いに寄り添うことができるよう、児童や保護者・地域の方・関係機関から情報をつかみ、それを適切に 利用し、いじめの未然防止・早期発見につなげることができるようにする。

〈重点となる取組〉

- ・年間2回の児童対象のアンケートやその後に行う教育相談を確実に行い、個々の児童の実態把握や内面に抱えた思いに寄り添うことができるようにする。
- ・ネットいじめやスマートフォン等の正しい使い方についての教職員の研修会を実施し、児童に対する指導力の向上に努める。

保護者・地域との連携

(連携の内容)

- ・学校基本方針を第1回目の学級懇談で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用して意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発や研修会を 実施する。
- ・各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
 - ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成,実行・検証・修正の中核,相談窓口,発生したいじめ事案への対応
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
 - ·年2回(教育相談週間後)
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 - ・直後の職員会議で全教職員に、緊急の場合はすぐ に伝達
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外(スクールカウンセラー等)
- •校内(校長, 教頭, 担任, 養護助教諭)

全 教 職 員

関係機関等との連携

(連携機関名)

- ・市教育委員会(連携の内容)
- ・報告・連絡・相談 〈学校側の窓口〉
- 校長、教頭、牛徒指導主事

(連携機関名)

- ・玉島警察署(連携の内容)
- ・ネットモラル教室の実施
- 連絡会等による情報交換 〈学校側の窓口〉
- · 校長, 教頭, 生徒指導主事

学校が実施する取組

①いじめの防止

(教員研修)

- ・教職員のネットモラルや携帯電話を用いたコミュニケーションの指導力向上のための研修会を行う。
- (いじめを考える週間などの取組)
- ・いじめを考える週間において、いじめ防止の意識を高める取組を進める。

(情報モラル教育)

・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において継続的に行う。

② 早期発見 (情報

③いじめへの対処

- (実態把握)
- ・児童の実態把握のためのアンケートを年間2回行い、教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (情報共有)
- ・毎週木曜日の終礼の中で、気になる児童や、配慮が必要な児童について情報を共有できる時間を設定し、全教職員で全児童を支援していく。

(いじめの有無の確認

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした時は、速やかにいじめの実態の有無を確認する。 (いじめへの対応の検討)
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援・いじめた児童への指導)
- ・いじめられた児童を守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。また、いじめた児童に対しては、いじめは絶対にゆるされない行為であることを指導し、毅然とした対処を行うとともに、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるようにする。

倉敷市立 南浦小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	소送 중무소 <i>박</i>	学校が実施する取組		
	会議,委員会 等	① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	職員会議 (基本方針・指導計画の確 認)	・前担任から新担任への引き継ぎ ・学級作り、人間関係作りの取組	○家庭訪問 ○保護者との学級懇談会	※発生事案への対処(随時)
5月		・著作権や個人情報についての取組		
6月	○学校評議員会	○いじめを考える週間の取組 ○人権週間の取組	○アンケート ○担任による個別の教育相談	
7月	○いじめ対策委員会		○保護者との個人懇談	○いじめ対策委員会を受けて必要 に応じて対処
8月	○職員研修			
9月	○PTA人権研修会		○保護者との学級懇談会	
10 月		・「事例で学ぶNetモラル」を活用し た取組		
11 月				
12 月	○いじめ対策委員会		○アンケート○担任による個別の教育相談○保護者との個人懇談	○いじめ対策委員会を受けて必要 に応じて対処
1月	○学校評議員会	○人権週間の取組		
2月		・「道徳用読み物」を使った取組		
3月			○保護者との学級懇談会	

年間を通して、行う取組

- ・ 毎週木曜日の職員終礼において、気になる児童や、配慮が必要な児童について情報を共有できる時間を設定し、 全教職員で全児童を支援していく。
- 情報モラル教育を年間通して計画に沿って行っていく。